農地耕作条件改善事業

【令和4年度予算概算決定額 24,790(24,790)百万円】

く対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

〈事業目標〉

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割「令和5年度まで」)

く事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善を支援**します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示は場の運営、**高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて支援**します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めた モデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

- 5. 病害虫対策型
 - 病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援します。
- 6. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

7. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援**します。

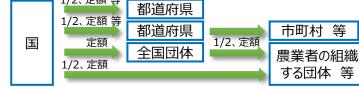
※ 農地整備・集約協力金(整備費の最大12.5%)の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能 (3の事業を除く) ※ 下線部は拡

※ 下線部は拡充内容

- 【実施要件】① 事業対象地域:農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
 - ② 総事業費200万円以上、 ③ 農業者数2者以上 等

1/2、定額等

<事業の流れ>



(1、2及び4~7の事業)

(3の事業)

_ _ _

く事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援







高収益作物への転換に向けた取組支援





労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成





スマート農業導入の支援





[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208) 農産局園芸作物課 (03-3501-4096)

農地耕作条件改善事業(1/4)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促進に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

新たな事業型の創設

政策目的に対応し次の型を創設

- ・病害虫対策型:病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良等を支援
- ・土地利用調整型:多様で持続的かつ計画的な農地利用のための

ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

流域治水対策の推進【新設】

・田んぼダム推進に向けた整備及び調整経費を支援 (定額助成) 畦畔補強及び排水改良(排水路整備)、調査・調整経費

維持管理省力化に向けた支援【拡充】

畦畔や法面等の草刈労力の軽減のため、

- ・幅広畦畔や法面の緩傾斜化といった基盤整備
- ・共同利用の除草機器導入

定率助成にて支援









採択要件

対象区域: 農地中間管理事業の重点実施区域等(農地中間管理機構との連携概要を策定)

·事業費200万円以上 ·農業者2戸以上

·事業主体: 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等

・使用する型によって計画策定などが要件として設定

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地 かんがい施設、用排水路や農道の更新整備*1
- (ソフト) 1地区当たり上限300万円(年基準額)の条件改善促進 支援 等

定率助成※2

- (ハード) 農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、 農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
- (ソフト) ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、 条件改善促進支援等
- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当区画拡大(6.5万円/10a等)、暗渠排水(10.0万円/10a等)など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

きめ細かなハード整備





農地耕作条件改善事業(2/4)

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容、高収益作物転換のための計画策定から営農定着まで必要な取組を支援します。

高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

(定額助成) プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向 把握、輪作体系の検討、販売先の調査等※3

高度な技術指導(最大3年)※4

(定額助成) 高収益作物作付のための先進的な技術導入に向けた 専門家による事業実施主体への高度な技術指導※3

高収益作物導入支援(最大5年)

(定率助成) 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース等

(定額助成) 技術習得方法検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等※3

- ※3 1地区あたり合計で上限300~500万円(年基準額)を支援
- ※4 施設園芸における地中熱ヒートポンプ (浅層採熱方式) の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費を支援

③ 未来型産地形成推進条件整備型

省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。

く果樹・茶>

新産地育成型

(定率助成) 小規模園地整備(盛土等) 機械・施設のリース導入等

(定額助成)

- ・新植(例:りんごの超高密植栽培 71万円/10a)
- ・新植に伴う幼木の管理(果樹 22万円/10a)
- ・早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

大苗の育成:20万円/10a 省力技術研修:3万円/10a **最大23万円/10a**^{※5}

既存産地改良型

(定率助成) 小規模園地整備(園内道整備等) 機械・施設のリース導入等

(定額助成)

- ・改植(例:かんきつの根域制限栽培 111万円/10a)
- ・改植に伴う幼木の管理(果樹 22万円/10a)
- 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

大苗の育成:20万円/10a

代替農地での営農: 28万円/10a **最大51万円/10a**

省力技術研修: 3万円/10a

※5 水田の場合、水田活用の直接支払交付金の水田農業高収益化推進助成と合わせて最大40.5万円/10aを支援

〈野菜・花き〉

園芸作物導入型

(定率助成)農業用ハウス等施設・農業機械のリース導入

(定額助成) 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、 GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

園芸作物導入型の要件

・実需者と協議会を構成し、協議会内実需者に産地規模の30%以上で契約取引を行うこと













農地耕作条件改善事業 (3/4)

4 スマート農業導入推進型

スマート農業に適した基盤が整備された地区に、GNSS基地局等先進的な省力化技術を導入します。

スマート農業導入推進支援

(定率助成) GNSS基地局の設置と、これと併せて導入するトラクタへの自動操舵システム等

スマート農業導入推進計画

- ・対象地区における基盤整備の状況(大区画ほ場、ほ場内耕作道、用排水路パイプライン化、ターン農道等)
- ・導入するスマート農業の内容と、経済性の検討
- ・地域の収益力向上に向けた取組方針※6 等を記載

※6 地域内での高収益作物へ の取組方針等を記載

GNSS基地局設置







⑤ 病害虫対策型【新設】

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

病害虫対策に向けた土層改良

(定額助成) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水

病害虫対策計画

・対象地区における病害虫の被害状況 ・事業実施区域 等を記載

特殊報の発表された区域

【事業実施区域】

【土層改良の定額助成メニュー】

反転耕 35.0万円/10a、混層耕 2.5万円/10a、 堆肥施用 2.5万円/10a、明渠排水 1.5万円/100m

植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・

⑥水田貯留機能向上型【新設】

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

「田んぼダム」実施に向けた整備(定額助成・新設)

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔補強、排水口設置 (ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費 (1地区当たり上限300万円) (年基準額)

【事業実施区域・要件】

- ・流域治水プロジェクト、治水協定等防災に係る取組が策定されている地域
- ・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施
- ・水田貯留機能向上計画の策定

⑦ 土地利用調整型【新設】

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

計画的な農地利用に向けた基盤整備(ハード)

(定率助成) 作業用道、用排水路等の整備、粗放的な農地利用に必要となる用地整備(新設)

条件改善推進費(ソフト)

(定額助成) 権利関係・農家意向等の調査・調整、実施計画策定等、 交換分合(追加)

【事業実施区域】農地中間管理事業の重点実施区域等及びその周辺農地

農地耕作条件改善事業(4/4) [農地整備·集約協力金]

- 農地耕作条件改善事業の<mark>農業者の費用負担</mark>に対し、担い手への農地集積・集約率に応じて<mark>協力金を交付する</mark>ことにより、このような 未整備農地の整備と担い手への集積・集約化を一層推進する

農家負担ゼロの基盤整備

農地整備·集約協力金

(交付金額)

農業者の事業費負担の軽減を 目的として、目標年度における担い 手への農地集積率に応じて交付

目標年度における 担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)	
100%	12.5%	
90%以上	8.5%	
80%以上	5.0%	

本協力金を活用する地区について特例ガイドラインを適用

通常のガイドライン

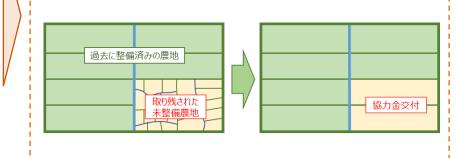
通常	玉	都道府県	市町村	地元	
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%	١
市町村営	50%	14%	21%	15%	ı
改良区営	50%	14%	13%	23%	1

本協力金を活用する場合のガイドライン

		国	都道府県	市町村	地元
	都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
	市町村営改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

対 象 事 業

- ・地域内農地集積型 定率助成の
- ・高収益作物転換型 / ハード整備



概要

実施主体:都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 要 件:·農業者3者以上、面積10ha未満(中山間地域5ha未満)
 - ・過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区に内在又は隣接する未整備農地であること
 - ・全ての事業対象農地について、①農地中間管理権を15年以上設定、②目標年度までに担い手に集積・集約すること等
 - ・事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける面積以上の経営面積を有していること(ただし新規就農者にあってはその限りではない)
 - ・事業申請日から5年以上、農地賃借料を無償又は物納とすること
 - ・本協力金と経営転換協力金を重複して交付しないこと